

# 保険証・各種受給者証が更新になります

後期高齢者保険証・各種受給者証の有効期限は7月31日です。8月からの新しい受給者証などが届いたら記載内容を確認しましょう。

## 後期高齢者保険証



75歳以上の人および65歳以上で障がい認定を受けて後期高齢者医療制度に加入している人に交付しています。  
8月からの保険証は、7月31日までに郵送します。

### \*保険料の納付方法

本年度の後期高齢者医療保険料の決定通知書と納入通知書を7月中旬に郵送します。  
保険料は、原則、年金からの差し

引き(特別徴収)です。ただし、受給している年金額などによって差し引けない場合は、口座振替や納付書による支払い(普通徴収)となります。

## 国保高齢受給者証



70歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者に交付しています。  
8月からの国民健康保険高齢受給者証は、7月31日までに郵送します。

## 国保限度額適用認定証



# 特殊詐欺被害が相次いでいます

本年度に入り、警察官や市職員をかたる手口で金銭をだまし取る特殊詐欺や架空請求による被害が市内で連続して発生。現在も同様の手口と思われる相談が多数寄せられています。不審な電話がかかってきたり、身に覚えのないはがきなどの書類が届いたりした場合、一人では対応せず、身近な人に相談しましょう。

と話し合いの場を設け、お互いに注意・相談し合えるようコミュニケーションを促すことが重要です。未然防止につながります。  
**出前講座をご利用ください**  
市では、特殊詐欺被害を未然に防ぐための「出前講座」を行っています。最近の特殊詐欺の手口や対処方法など、より具体的な内容を無料で学ぶことができます。

## 最近の詐欺被害手口です 注意しましょう!

**ギャンブル必勝をかたる詐欺～211万円の被害～**  
「必ず勝てるレースがある」と投資話を持ち掛けられ、配当が実際にあったので信用した。その後、追加の投資を要求され、現金をだまし取られた。

**警察官をかたる特殊詐欺～200万円の被害～**  
「犯罪被害に遭う前に預金を引き出すように」と指示され預金を引き出した。その後「偽札が混入している」と言われ、自宅に訪れた人に現金を手渡してしまった。

**市職員をかたった還付金詐欺～74万円の被害～**  
「還付金を振り込むから」と言われ、銀行の店舗以外のATMに行くよう誘導された。携帯電話で指示されるままATMを操作し送金してしまった。

【相談・出前講座の申し込み】本庁市民生活総合相談センター(☎24-2111内線460)

## 高額介護サービス費 負担上限額の基準が変わります

介護サービスを利用する場合に支払っていただく利用者負担には、月々の負担の上限額が設定されています。  
高額介護サービス費は、1カ月に支払った利用者負担の合計額が負担の上限を超えたときに、超えた分が払い戻される制度です。

### ■高額介護サービス費の基準を変更

介護サービスを利用している人と利用していない人との公平や、負担能力に応じた負担をお願いするため、高額介護サービス費の基準が8月から変更。市民税が課税されている世帯のサービス利用者は、月々の負担上限が44,400円に引き上げられます。

### ■利用者負担の年間上限額を新設(3年間の時限措置)

介護サービスを長期間利用する人に配慮し、利用者負担の年間上限額を新設。次の要件を全て満たす場合、利用者負担の年間上限額が446,400円(月37,200円×12カ月分)になります。

- ▷同世帯の65歳以上の人(介護サービスを利用していない人を含む)全員の利用者負担割合が1割
- ▷現役並み所得世帯に該当していない(\*)

\*同世帯に65歳以上の人で課税所得145万円以上の人があり、世帯内の65歳以上の人の収入の合計が520万円以上(単身世帯の場合は383万円以上)の場合、現役並み所得世帯に該当

対象	7月までの月額負担上限額	8月からの月額負担上限額
現役並み所得者に相当する人がいる世帯の人	44,400円(世帯)	44,400円(世帯)
市民税課税世帯の人	37,200円(世帯)	44,400円(世帯)見直し分
世帯全員が市民税非課税	24,600円(世帯)	24,600円(世帯)
高齢福祉年金受給者の人	24,600円(世帯)	24,600円(世帯)
前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の人など	15,000円(個人)	15,000円(個人)
生活保護の受給者の人など	15,000円(個人)	15,000円(個人)

※(世帯)は介護サービスを利用した人全員の負担合計の上限額

### 【問い合わせ】

本庁長寿福祉課(☎24-2111内線518)、各総合支所健康福祉係(大迫☎48-2111内線272、石鳥谷☎45-2111内線226、東和☎42-2111内線231)

有効期限が切れた保険証、受給者証などは、個人情報保護のため、はさみで細かく切るなどしてから廃棄してください。

### 【問い合わせ】

#### ■後期高齢保険証、国保高齢受給者証、国保限度額適用認定証について

- ▷本庁国保医療課(☎24-2111内線535)
- ▷各総合支所健康福祉係  
大迫(☎48-2111内線142)  
石鳥谷(☎45-2111内線228)  
東和(☎42-2111内線222)

#### ■医療費受給者証について

- ▷本庁国保医療課(☎24-2111内線534)
- ▷各総合支所健康福祉係  
大迫(☎48-2111内線142)  
石鳥谷(☎45-2111内線227)  
東和(☎42-2111内線222)

申請の際は、①保険証②世帯主名義の印鑑③世帯主と交付を希望される人のマイナンバー(個人番号)が分かるもの④届出される人の本人確認書類(運転免許証、顔写真付きのマイナンバーカードなど)⑤1年以内に90日以上入院した人は、入院日数が確認できる医

乳幼児、小学生、妊産婦、重度心身障がい者、心身障がい児、ひとり親家庭、寡婦(夫)の医療費助成の受給者に交付しています。  
所得などを確認し、引き続き該当する人に8月からの受給者証を7月31日までに郵送します。

引き続き「限度額適用・標準負担額減額認定証(認定証)」を使用する場合は、8月中の申請手続きにより、8月1日からの認定証が交付になります。

## 医療費受給者証



国民健康保険の被保険者で、入院または通院で高額な治療を受けている人に交付されています。

※別世帯の人が手続きする場合、本人からの委任が必要ですが、療機関の領収書をお持ちください。